

## 【外務委員会】

### (1) 審議概観

第136回国会において本委員会に付託された案件は、条約7件及び内閣提出の法律案2件であり、条約7件が承認され、法律案2件が可決された。

また、本委員会付託の請願7種類33件は、いずれも保留とされた。

#### 〔条約及び法律案の審査〕

1994年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第38表（日本国の譲許表）の修正及び訂正に関する確認書は、世界貿易機関設立協定に含まれている我が国の譲許表に掲げる品目分類を、1996年1月1日に効力を生じた商品の名称・分類統一システム条約の改正に適合させることを目的とするものである。

委員会においては、討論の後、多数で承認した。

インド洋まぐろ類委員会の設置に関する協定は、インド洋のまぐろ類の保存及び最適利用を確保すること等を目的とする委員会の設置について定めるものである。

委員会においては、全会一致で承認した。

航空業務に関する日本国とエチオピア連邦民主共和国との間の協定は、我が国とエチオピアとの間に定期航空業務を開設しようとするものであり、そのための権利の相互許与、業務の開始及び運営についての手続き・条件等を取り決めるとともに、我が国とエチオピアの指定航空企業が業務を行うことができる路線等について定めるものである。

委員会においては、我が国空港への乗入れ状況、日米航空交渉の現状などについて質疑を行い、全会一致で承認した。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とメキシコ合衆国との間の条約は、経済的交流、人的交流等に伴って発生する国際的な二重課税の回避を目的とするものであり、事業所得に対する課税基準、国際運輸業所得に対する相互免税、投資所得に対する源泉地国の限度税率、外国税額控除方式による二重課税の排除等について規定している。

委員会においては、メキシコの経済状況、租税条約締結の背景などについて質疑を行い、討論の後、多数で承認した。

商業的造船業における正常な競争条件に関する協定は、商業的造船業に対する助成措置で撤廃すべきものを定めるとともに、船舶の加害的廉売を効果的に防止する手段について定めるものである。

委員会においては、船舶取引に係るダンピング防止規定の濫用、米国の造船

業に対する助成措置などについて質疑を行い、全会一致で承認した。

商標法条約は、商標及びサービス・マークに係る登録の出願及び記録等の申請の手續に関する各国の制度を調和させ、これらの手續の簡素化を図ることを主たる目的とするものである。

委員会においては、知的所有権の侵害に対する我が国の対応などについて質疑を行い、全会一致で承認した。

日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国との間の協定は、日米共同訓練、国連平和維持活動又は人道的な国際救援活動に必要な後方支援において提供される物品又は役務について、自衛隊と米軍が相互に提供できる枠組みを設けようとするものであり、提供できる対象は食料、水、燃料、部品・構成品等の物品、及び輸送、施設の利用、修理・整備等の役務とし、弾薬は提供しないこと、国連平和維持活動及び人道的な国際救援活動実施のために、自衛隊が米軍に対して行う提供は、いわゆるP K O協力法に従って行うこと、提供された後方支援、物品又は役務は、提供側政府の同意なしに自衛隊又は米軍以外の第三者に移転してはならないこと等について規定している。

委員会においては、協定の適用範囲を共同訓練、P K O活動及び人道的国際救援活動に限定した理由、戦闘行動に従事する米軍への物品・役務の提供、提供除外物品として弾薬を特に明記した理由、日米防衛協力ガイドラインに基づく対米支援との関係、武器輸出三原則との関係などについて質疑を行い、討論の後、多数で承認した。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、アンドラ公国、サン・マリノ共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、及びリヒテンシュタイン公国に大使館を、大韓民国の済州に総領事館をそれぞれ新設すること、新設される在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定めること、欧州共同体日本政府代表部の名称を欧州連合日本政府代表部に変更すること等を内容とするものである。

委員会においては、在外公館設置の基準、在ボスニア・ヘルツェゴビナ大使館実館化の見通し、外交関係開設と在外公館設置との関係などについて質疑を行い、全会一致で原案どおり可決した。

外務公務員法の一部を改正する法律案は、近年の国際社会の緊密化、我が国の国際化等にかんがみ、外務公務員法の一部を改正しようとするものであり、外務公務員の配偶者の国籍についての規定を削除し、国籍を有しない、又は外国の国籍を有する者を配偶者とする者が、外務公務員となることができるようにするものである。

委員会においては、全会一致で原案どおり可決した。

#### 〔国政調査等〕

2月22日、日米関係、国連海洋法条約、竹島問題、朝鮮半島エネルギー開発機構、台湾海峡の軍事情勢、国連安保理常任理事国入り、自立的外交、国連ボランティア、在沖繩米海兵隊の訓練、沖繩米軍基地、パレスチナ支援、日米安保体制、在外邦人の選挙権などの諸問題について質疑を行った。

なお、5月7日、予算委員会から委嘱を受けた平成8年度外務省関係予算の審査を行い、諸外国における対日世論調査、海外移住、ボスニア復興支援、中国の核実験、中国及びフランスによる沖繩西方海域での海洋調査、日米安保体制への中国の反応、朝鮮半島休戦ラインの現状、北朝鮮の国内情勢、コメ支援、サッカー・ワールドカップの日韓共同開催、日米安保共同宣言へのアジア諸国の反応、日朝国交正常化交渉の現状、日本の人権に関する米國務省報告などの諸問題について質疑を行った。

#### —— アジア・太平洋に関する小委員会 ——

本委員会は、2月29日、世界の成長センターと言われるアジア近隣諸国との友好関係の発展がますます重要であることにかんがみ、アジア太平洋地域における我が国外交のあり方について長期的かつ幅広い視野から調査検討するため、「アジア・太平洋に関する小委員会」を設置した。

小委員会は、3月12日に、当面、3月23日の台湾総統直接選挙を控えてにわかには緊張が高まった中国・台湾情勢に焦点を当て、短期集中的に調査、検討することとした。

3月19日には台湾海峡の軍事情勢、中国の台湾政策、米中関係と台湾情勢について、3月27日には米国から見た台湾情勢、中国の権力構造と台湾、日中関係と台湾海峡情勢について、4月3日には最近の兩岸関係と台湾政治・経済について、それぞれ参考人を招いて意見の聴取と質疑を行った。4月10日には、台湾海峡情勢と台湾問題に関する我が国政府の立場について外務省から、中国軍の演習と軍事能力について防衛庁から、それぞれ説明を聴取し、我が国の対応について質疑を行った。

これらの意見及び説明の聴取と質疑の内容を踏まえて、小委員会は、別途設置された幹事会において論議を重ね、5月14日に5点から成る提言を盛り込んだ「中国・台湾情勢に関する報告書」を取りまとめ、5月16日に本委員会に報告された。

さらに小委員会は、引き続き朝鮮半島情勢に焦点を当て調査を進めることとし、6月13日、北朝鮮情勢について外務省から、朝鮮半島の軍事情勢について防衛庁から、それぞれ説明を聴取し、質疑を行った。



条第1号)

インド洋まぐる類委員会の設置に関する協定の締結について承認を求め  
るの件 (閣条第2号)

以上両件について池田外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成8年4月11日(木) (第6回)

○1994年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第38表(日本国の譲許  
表)の修正及び訂正に関する確認書の締結について承認を求め  
るの件 (閣条第1号)

インド洋まぐる類委員会の設置に関する協定の締結について承認を求め  
るの件 (閣条第2号)

以上両件について池田外務大臣、政府委員、警察庁、防衛施設庁及び文  
化庁当局に対し質疑を行い、1994年の関税及び貿易に関する一般協定の譲  
許表第38表(日本国の譲許表)の修正及び訂正に関する確認書の締結につ  
いて承認を求め  
るの件 (閣条第1号)について討論の後、いずれも承認す  
べきものと議決した。

(閣条第1号) 賛成会派 自民、平成、社民、新緑、参フ、二院、新社  
反対会派 共産

(閣条第2号) 賛成会派 自民、平成、社民、共産、新緑、参フ、二院  
新社  
反対会派 なし

○平成8年4月18日(木) (第7回)

○外務公務員法の一部を改正する法律案(閣法第74号)(衆議院送付)につ  
いて池田外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成8年4月26日(金) (第8回)

○外務公務員法の一部を改正する法律案(閣法第74号)(衆議院送付)につ  
いて池田外務大臣、政府委員、大蔵省、農林水産省、防衛庁及び運輸省当  
局に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第74号) 賛成会派 自民、平成、社民、共産、新緑、参フ、二院  
新社  
反対会派 なし

○平成8年5月7日(火) (第9回)

○平成8年度一般会計予算(衆議院送付)

平成8年度特別会計予算(衆議院送付)



- 商業的造船業における正常な競争条件に関する協定の締結について承認を  
求めるの件（閣条第7号）（衆議院送付）

商標法条約の締結について承認を求めるの件（閣条第8号）（衆議院送  
付）

以上両件について池田外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成8年6月6日（木）（第13回）

- 日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は  
役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定  
の締結について承認を求めるの件（閣条第6号）（衆議院送付）について

池田外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成8年6月7日（金）（第14回）

- 商業的造船業における正常な競争条件に関する協定の締結について承認を  
求めるの件（閣条第7号）（衆議院送付）

商標法条約の締結について承認を求めるの件（閣条第8号）（衆議院送  
付）

以上両件について池田外務大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、い  
ずれも承認すべきものと議決した。

（閣条第7号） 賛成会派 自民、平成、社民、共産、新緑、参フ、新社  
反対会派 なし  
欠席会派 二院

（閣条第8号） 賛成会派 自民、平成、社民、共産、新緑、参フ、新社  
反対会派 なし  
欠席会派 二院

○平成8年6月12日（水）（第15回）

- 日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は  
役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定  
の締結について承認を求めるの件（閣条第6号）（衆議院送付）について  
池田外務大臣、臼井防衛庁長官、政府委員、通商産業省、科学技術庁及び  
運輸省当局に対し質疑を行った。

○平成8年6月13日（木）（第16回）

- 日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は  
役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定  
の締結について承認を求めるの件（閣条第6号）（衆議院送付）について  
池田外務大臣、臼井防衛庁長官及び政府委員に対し質疑を行い、討論の

後、承認すべきものと議決した。

(閣条第6号) 賛成会派 自民、平成、社民の一部、参フ  
反対会派 社民の一部、共産、新緑、新社  
欠席会派 二院

○平成8年6月18日(火)(第17回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 請願第409号外32件を審査した。
- 国際情勢等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

【アジア・太平洋に関する小委員会】

○平成8年3月12日(火)(第1回)

- 本小委員会の運営について協議を行った。

○平成8年3月19日(火)(第2回)

- アジア・太平洋に関する件のうち、中国・台湾情勢について以下の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

杏林大学教授	平松	茂雄君
慶応義塾大学教授	小島	朋之君
筑波大学助教授	井尻	秀憲君

○平成8年3月27日(水)(第3回)

- 本小委員会の運営について協議を行った。
- アジア・太平洋に関する件のうち、中国・台湾情勢について以下の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

ハーバード大学教授	エズラ・F・ヴォーゲル君	
東洋学園大学助教授	朱	建栄君
東京大学助教授	田中	明彦君

○平成8年4月3日(水)(第4回)

- アジア・太平洋に関する件のうち、中国・台湾情勢について以下の参考人から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

東京大学教授	若林	正丈君
アジア経済研究所地域研究部研究員	佐藤	幸人君

○平成8年4月10日（水）（第5回）

○アジア・太平洋に関する件のうち、中国・台湾情勢について政府委員から説明を聴いた後、政府委員に対し質疑を行った。

○平成8年5月14日（火）（第6回）

○アジア・太平洋に関する件のうち、中国・台湾情勢について調査報告書を提出することを決定した。

○平成8年6月13日（木）（第7回）

○アジア・太平洋に関する件のうち、朝鮮半島情勢について政府委員から説明を聴いた後、政府委員に対し質疑を行った。

### (3) 成立議案の要旨

1994年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第38表（日本国の譲許表）の修正及び訂正に関する確認書の締結について承認を求めるの件（閣条第1号）（先議）

#### 【要 旨】

「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定」に含まれている1994年の関税及び貿易に関する一般協定のマラケシュ議定書に附属する我が国の譲許表（以下「現行の譲許表」）の品目分類は、「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約」（以下「統一システム条約」）の品目表に従って作成されている。統一システム条約の品目表は、技術革新による新製品の登場、国際貿易の態様の変化、品目分類の明確化、取引量の把握の必要性等を理由として、1993年（平成5年）7月の関税協力理事会総会において約400箇所にわたり改正され、本年1月1日に効力を生じた。

我が国は、統一システム条約の締約国として、関税定率法及び関税暫定措置法の別表の品目分類を同改正に適合させるよう改正した（本年1月1日から施行）。また、同改正による国内の関税率表等の変更に伴い、現行の譲許表の品目分類を同改正に適合させることが、関税事務を迅速に進める上で不可欠であり、世界貿易機関（WTO）加盟国の間で共通の認識となっている。

このような背景の下に、我が国は、統一システム条約の改正に従って修正し及び訂正した新たな譲許表案を昨年7月にすべてのWTO加盟国に通報し、本年2月8日にすべての加盟国によって承認されたことにより、新たな譲許表を附属するこの確認書がジュネーブにおいて作成された。

この確認書は前文、本文、末文及びこの確認書に附属する譲許表から成り、

主な内容は次のとおりである。

## 1 本文

- (1) 我が国の譲許表の修正及び訂正は、1947年の関税及び貿易に関する一般協定の締約国団が、1991年（平成3年）10月8日に採択した統一システムの変更の実施のための手続に関する決定の規定により確定されたものであることを確認する。
- (2) この確認書に附属する我が国の譲許表は、我が国がWTO事務局長にあてた通告書に従って効力を生ずる。

## 2 譲許表

この譲許表が効力を生ずる日に、1994年の関税及び貿易に関する一般協定の従前の譲許表第38表は、この譲許表に代わる。

インド洋まぐろ類委員会の設置に関する協定の締結について承認を求めるの件（閣条第2号）（先議）

### 【要 旨】

この協定は、1993年（平成5年）11月に開催された国際連合食糧農業機関（以下「FAO」という。）の理事会において承認されたものであり、インド洋のまぐろ類の保存及び最適利用を、適切な管理を行うことによって確保すること等を目的とするインド洋まぐろ類委員会（以下「委員会」という。）の設置について定めるものである。この協定は、前文、本文24箇条及び2付表から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 1 委員会をFAOの枠組みにおいて設置する。
- 2 委員会が権限を有する水域は、インド洋並びにこれに接続する一部の海域とする。
- 3 委員会の構成国の地位は、FAOの加盟国又は準加盟国であって、インド洋の沿岸国又はインド洋における漁業国等、一定の要件を満たすものに開放する。
- 4 委員会は、まぐろ類の資源の保存及び最適利用を確保し並びに当該資源を基礎とする漁業の持続可能な発展を奨励するために、構成国間の協力を促進する。
- 5 委員会は、まぐろ類の資源の状態及び傾向を検討すること、科学的情報等を収集し、分析し及び普及させること、保存管理措置を採択すること等の任務及び責任を有する。
- 6 委員会の各構成国は、委員会の会合に1人の代表を出すものとし、この代表は、1人の代表代理並びに専門家及び顧問を伴うことができる。

- 7 委員会は、出席しかつ投票する構成国の3分の2以上の多数による議決で、拘束力を有する保存管理措置を採択することができる。  
委員会の構成国は、採択された保存管理措置に対して異義を申し立てることができる。
- 8 委員会の構成国は、自国の法令により、この協定の規定及び自国について拘束力を生ずる保存管理措置を実施するために、違反に対して相当な処罰を行うことを含む必要な措置をとることを確保する。
- 9 委員会の構成国は、委員会の要請に応じ、利用可能な統計その他のデータ及び情報を提供する。
- 10 委員会は、常設の科学委員会を設置し、まぐろ類の1又は2以上の資源を取り扱う小委員会その他の補助機関を設置することができる。
- 11 委員会の各構成国は、委員会が採択する分担率に従って、自主的な予算に対する自国の分担金を毎年支払うことを約束する。
- 12 この協定は、F A Oの事務局長が10番目の受諾書を受領した日から効力を生ずる。
- 13 付表Aは委員会が権限を有する水域について、付表Bはこの協定が対象とする種について定める。

**航空業務に関する日本国とエチオピア連邦民主共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第4号）**

**【要 旨】**

我が国とエチオピアとの間の定期航空路開設については、従来よりエチオピア側から希望が表明されていた。我が国としては、定期航空路開設のための航空運輸需要が不十分なこと、空港事情が逼迫していたこと等の理由からこれに応じ得る状況になかった。しかし、近年における両国関係の緊密化及び関西国際空港の開港を踏まえ交渉を行った結果、1996年（平成8年）3月25日にアディス・アベバにおいてこの協定が署名された。この協定は、我が国とエチオピアとの間及びその以遠における定期航空業務の開設及び運営を可能とすることを目的としており、主な内容は次のとおりである。

- 1 両国の航空企業は、相手国の領空を無着陸で通過することができるほか、相手国の領域に給油、整備等、運輸以外の目的で着陸することができる。
- 2 両国の指定航空企業は、附属書に定められた路線（特定路線）において、相手国内の地点に着陸して定期的に両国間の貨客を運送することができるとともに、定期的に特定路線上の第三国内の地点と相手国内の地点との間の貨客を運送することができる。

- 3 指定航空企業は、相手国の空港等の施設の使用料金につき最恵国待遇及び内国民待遇を与えられるとともに、その航空機が使用する燃料、潤滑油等について相手国の関税等を免除される。
- 4 特定路線における定期航空業務を開始するためには、まず、締約国が、当該路線を運航する自国の航空企業を指定する。指定航空企業は、相手国から国内法に従って運営許可を受けた後に運航を開始することができる。
- 5 両国の指定航空企業は、両国間の定期航空業務につき公平かつ均等な参加の機会を与えられる。
- 6 指定航空企業が提供する輸送力は、貨客運送需要に適合するものでなければならないが、その需要のうち自国発着の貨客を運送することを主目的として輸送力を供給する。
- 7 運賃は、原則として関係指定航空企業間で合意し、両国の航空当局の認可を受ける。
- 8 両国の指定航空企業が両方向に運営することのできる定期路線は、日本側は「日本国内の地点－中間の2地点－アディス・アベバ」、エチオピア側は「エチオピア連邦民主共和国内の地点－ボンベイ－バンコック又はシンガポール－大阪」とする。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とメキシコ合衆国との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第5号）

#### 【要 旨】

この条約は、これまでに我が国が諸外国との間で締結してきた租税条約と同様に、経済的交流、人的交流等に伴って発生する国際的な二重課税を可能な限り回避するとともに、二重課税が発生する場合にはこれを排除することを目的として、我が国とメキシコとの間で課税権を調整するため、1996年（平成8年）4月9日にメキシコ・シティにおいて署名されたものであり、主な内容は次のとおりである。

- 1 この条約の対象税目は、メキシコにおいては所得税、我が国においては所得税、法人税及び住民税とする。
- 2 不動産所得については、不動産所在地国において課税することができる。
- 3 事業所得については、企業が相手国内に恒久的施設を有する場合にのみ、かつ、当該恒久的施設に帰せられる所得についてのみ相手国において課税される。
- 4 国際運輸業所得については、企業の居住地国においてのみ課税される。

- 5 配当に対する源泉地国税率は、親子会社間の場合には通常5%、親子会社間で、かつ、一定の条件を満たす場合は免税、その他の場合は15%を超えないものとする。
- 6 利子に対する源泉地国税率は、銀行の支払い利子等一定の場合には10%、その他の場合は15%を超えないものとする。
- 7 使用料に対する源泉地国税率は、10%を超えないものとする。
- 8 不動産の譲渡収益及び恒久的施設又は固定的施設に係る動産の譲渡収益については、当該不動産等の所在地国において課税することができる。
- 9 自由職業所得については、取得者が相手国内に固定的施設を有するか又は183日を超える期間相手国内に滞在する場合にのみ、かつ、当該固定的施設に帰せられる所得又は前記の期間中に相手国内で取得した所得についてのみ相手国において課税される。
- 10 勤務に対する報酬及び芸能人等の所得については、相手国内で勤務又は芸能活動等が行われる場合に相手国において課税される。
- 11 短期滞在者、両締約国政府間で合意された文化交流のための特別の計画に基づく活動を行う芸能人、学生等の所得については、一定の条件の下に相手国において免税される。
- 12 我が国及びメキシコにおいては、いずれも外国税額控除方式により二重課税を排除する。また、一定の所得について、我が国においていわゆる「みなし外国税額控除」を認めるが、この条約が効力を生ずる暦年の後9年目の年の12月31日よりも後に開始する各課税年度においては適用しない。
- 13 両国は、この条約又はこの条約が適用される租税に関する法令の実施等のために情報の交換をする。
- 14 両国は、この条約の不正利用の防止を目的とする租税の徴収共助に努める。
- 15 この条約は、無期限に効力を有する。ただし、条約発効後5年の期間満了後に開始する各暦年の6月30日以前に、終了の通告を行うことができる。

日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第6号）

この協定は、自衛隊と米軍との間における後方支援において提供される物品又は役務の相互の提供に関する枠組みを設けようとするものであり、1996年（平成8年）4月15日に東京において署名されたものである。この協定は、前文、本文9箇条及び末文から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 1 この協定は、共同訓練、国際連合平和維持活動又は人道的な国際救援活動に必要な後方支援、物品又は役務を自衛隊と米軍が相互に提供する基本的な条件を定めることを目的とする。
- 2 この協定に基づいて提供される後方支援、物品又は役務の使用は、国際連合憲章と両立するものでなければならない。
- 3 自衛隊又は米軍のいずれか一方が、日米共同訓練、国際連合平和維持活動又は人道的な国際救援活動のために必要な後方支援、物品又は役務の提供を他方に対して要請する場合には、当該他方は、その権限の範囲内で、要請された後方支援、物品又は役務を提供することができる。
- 4 提供される後方支援、物品又は役務は、食料、水、宿泊、輸送（空輸を含む。）、燃料・油脂・潤滑油、被服、通信、衛生業務、基地支援、保管、施設の利用、訓練業務、部品・構成品、修理・整備及び空港・港湾業務の各区分に係るもので付表（この協定の末尾に掲げられている。）において定めるものとし、弾薬の提供は含まれない。
- 5 国際連合平和維持活動又は人道的な国際救援活動のために自衛隊が米軍に対して行う後方支援、物品又は役務の提供は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律に従って行われる。
- 6 物品の提供に係る決済については、当該物品を返還し、それができない場合には同種、同等及び同量の物品を返還し、さらに、それができない場合には通貨により償還する。
- 7 役務の提供に係る決済については、通貨により償還するか又は同種かつ同等の価値を有する役務の提供により決済する。
- 8 償還される物品又は役務の価格は、この協定に従属する手続取極（この協定の参考として提出されている。）に定める関連規定に基づいて決定される。
- 9 提供される後方支援、物品又は役務については、提供側政府の書面による事前の同意を得ないで、受領側政府の部隊以外の者に移転してはならない。
- 10 この協定を実施するための手続等を定める手続取極は、両当事国政府の権限のある当局の間で締結される。
- 11 この協定のいかなる規定も、日米地位協定に影響を及ぼすものではなく、両政府は、この協定の実施に関し相互に緊密に協議する。
- 12 この協定は10年間効力を有し、その後は、いずれか一方の当事国政府が、10年の期間が満了する6箇月以上前に、他方の当事国政府に対してこの協定を終了させる意思を書面により通告しない限り、順次10年間、自動的に効力を延長される。ただし、各当事国政府は、他方の当事国政府に対して1年前

に書面により通告することにより、いつでもこの協定を終了させることができる。

商業的造船業における正常な競争条件に関する協定の締結について承認を  
求めるの件（閣条第7号）

### 【要 旨】

この協定は、商業的造船業に対する助成措置で撤廃すべきものを定めるとともに、船舶の加害的廉売を効果的に防止する手段を定めるものであり、1994年（平成6年）12月21日に経済協力開発機構（OECD）の理事会の下に設置されている造船に関する作業部会で採択されたものである。この協定は、前文、本文15箇条及び末文並びに4の附属書から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 1 締約国は、この協定に適合しない助成措置（附属書Iの規定により商業的造船業における正常な競争条件に適合しないものとされる措置）であって既存のすべてのものを撤廃し、また、新たに導入しない。
- 2 この協定は、総トン数百トン以上の自動推進式の海上航行船舶等の製造及び修繕について適用する。軍用の船舶、製造又は修繕を行う締約国の漁船となることが定まっている漁船等については、適用しない。
- 3 締約国団は、この協定の各締約国の代表により構成され、この協定の実施の状況を検討し、また、この協定に規定するその他の任務を遂行する。OECD事務総長は、締約国団に対して事務局を提供する。当該事務局の経費は、締約国団により承認され及び割り当てられるところに従って締約国が負担する。
- 4 締約国は、他の締約国がこの協定に適合しない助成措置を導入し若しくは現在導入しつつあり又は維持していると信ずる場合、自国の造船事業者に対し他の締約国によりこの協定に適合しない方法で加害的廉売（正常の価額よりも低い価額での商業用の船舶の販売であって、他の締約国の領域における確立された造船業に実質的な損害を与え若しくは与えるおそれがあり、又は他の締約国の領域における造船業の確立を実質的に遅延させるもの）に係る納付金の支払の要求の手続がとられていると認める場合等には、当該他の締約国に対して協議を要請することができる。
- 5 協議において相互に受諾可能な解決が得られなかったときは、協議の当事者であるいずれの締約国も、紛争について検討を行うための小委員会の設置を要請することができる。
- 6 助成措置に係る紛争の場合には、小委員会は、当該助成措置がこの協定に

適合するかしないかを決定する。当該助成措置がこの協定に適合していないと小委員会が認定するときは、当該助成措置に責任を有する締約国は、当該助成措置の撤廃等を行う。当該締約国が小委員会が定める期限内に是正措置を実施しない場合には、悪影響を受けた紛争当事国は、1994年のガットに基づく同等の譲許を停止することができる。

- 7 加害的廉売に係る納付金の支払の要求に関する紛争の場合には、小委員会は、当該納付金の支払が附属書Ⅲ（加害的廉売に係る納付金）の規定に従って要求されたかされなかったかを検討する。小委員会が、当該納付金の支払の要求が附属書Ⅲの規定に適合すると判断し、当該加害的廉売を行った造船事業者が当該納付金の支払等の措置をとらない場合には、調査を行った締約国は、当該造船事業者が一定の期間内に製造する船舶について貨物の積み込み又は取卸しを一定期間行わせないことができる。
- 8 この協定は、欧州共同体、フィンランド、日本国、大韓民国、ノールウェー、スウェーデン及びアメリカ合衆国が批准書等を寄託することを条件として、1996年1月1日に発効する。同日までに文書を寄託しなかった場合には、この協定は、これらの国が最後の文書を寄託した後30日で発効する。

#### 商標法条約の締結について承認を求めるの件（閣条第8号）

##### 【要 旨】

この条約は、標章に係る登録の出願及び記録等の申請の手続に関する各国の制度を調和させ、これらの手続の簡素化を図ることを主たる目的とし、1994年（平成6年）10月27日に採択されたものである。この条約は、本文25箇条及びこの条約の細則を定めた規則（モデル国際様式を含む。）から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 1 この条約は、視認することができる標識によって構成される標章について適用し、商品に関する標章（商標）、サービスに関する標章（サービス・マーク）等について適用する。
- 2 締約国は、願書に出願人の氏名等を記載し又は標章の使用意思に関する宣言書等を添付するよう要求することができるが、出願に関しこれらの要件以外の要件を満たすよう要求することができない。
- 3 2以上の商品又はサービスに係る出願は、当該商品又はサービスが、標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定に基づいて作成された商品及びサービスの国際分類（ニース分類）の1の類に属するか2以上の類に属するかにかかわらず、一の願書で行うことができる。
- 4 締約国は、委任状に出願人の氏名等を記載するよう要求することができる

が、委任状に関しこれらの要件以外の要件を満たすよう要求することができない。また、委任状は、1又は2以上の出願又は登録に係るものとすることができ、また、既存の及び将来のすべての出願又は登録に係るものとする事ができる。

- 5 締約国は、自国の領域内に住所又は現実かつ真正の工業上若しくは商業上の営業所のいずれも有していない者に対し、代理人によって代理されるか又は自国の領域内に送達のためのあて先を有するよう要求することができる。
- 6 締約国は、出願人を特定することができる表示等を受理した日を出願日として認めなければならない。出願日に関しこれらの要件以外の要件を満たすよう要求することができない。
- 7 出願の分割は、標章の登録に関し官庁（締約国により標章の登録を委任された機関）が決定するまでの間等の期間中認められる。また、登録の分割は、第三者が官庁に対して登録の有効性を争う手続等の期間中認められる。
- 8 締約国は、標章登録簿における名義人の氏名等の変更の記録等の申請書に名義人の氏名等を記載するよう要求することができるが、当該申請に関しこれらの要件以外の要件を満たすよう要求することができない。変更の記録は、当該変更が2以上の登録又は出願に係るものであっても、1の申請書で求めることができる。
- 9 締約国は、標章登録簿における権利の移転の記録等の申請書に名義人の氏名等を記載し又は契約書の写し等を添付するよう要求することができるが、当該申請に関しこれらの要件以外の要件を満たすよう要求することができない。移転の記録は、当該移転が2以上の登録又は出願に係るものであっても、1の申請書で求めることができる。
- 10 締約国は、標章登録簿における誤りの訂正等の申請書に名義人の氏名等を記載するよう要求することができるが、当該申請に関しこれらの要件以外の要件を満たすよう要求することができない。誤りの訂正は、2以上の登録又は出願に係るものであっても、1の申請書で求めることができる。
- 11 締約国は、登録の更新の申請書に名義人の氏名等を記載するよう要求することができるが、当該申請に関しこれらの要件以外の要件を満たすよう要求することができない。締約国は、登録の更新に際し実体について審査することができない。登録の最初の存続期間及び各更新の存続期間は、10年とする。
- 12 官庁は、出願又は権利の移転等の申請に関し、却下し又は拒絶しようとする事について合理的な期間内に意見を述べる機会を出願人又は申請人に与えることなく、その全部又は一部を却下し又は拒絶することができない。

- 13 締約国は、工業所有権保護条約（パリ条約）の規定で標章に関するものを遵守する。
- 14 締約国は、サービス・マークを登録し、パリ条約の標章に関する規定をサービス・マークについて適用する。
- 15 いずれの国又は政府間機関も、留保を付することにより、第3条（出願）の(1)（願書に記載し又は添付するもの及び料金）若しくは(2)（提出）、第5条（出願日）、第7条（出願及び登録の分割）、第11条（権利の移転）、第13条（登録の存続期間及び更新）の規定を特定の標章について適用しない旨を宣言することができる。留保には、当該留保に係る規定を明示する。  
なお、我が国は、一部の規定について適用しない旨等の宣言を行う予定である。

#### 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第33号）

##### 【要 旨】

この法律案の主な内容は次のとおりである。

- 1 在アンドラ、在サン・マリノ、在ボスニア・ヘルツェゴヴィナ及び在リヒテンシュタインの各日本国大使館並びに在済州日本国総領事館を新設する。
- 2 前記の新設する在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定める。
- 3 欧州共同体日本政府代表部の名称を欧州連合日本政府代表部に変更する。
- 4 この法律は、平成8年4月1日から施行する。ただし、1に関する部分は、政令で定める日から施行する。

#### 外務公務員法の一部を改正する法律案（閣法第74号）

##### 【要 旨】

この法律案の主な内容は次のとおりである。

- 1 外務公務員の配偶者の国籍についての規定を削除し、国籍を有しない又は外国の国籍を有する者を配偶者とする者が外務公務員となることができるようにする。
- 2 この法律は、平成8年10月1日から施行する。

## (4) 付託議案審議表

### ・条 約 (7件)

番号	件 名	先議院	提出月日	参 議 院			衆 議 院		
				委員会付託	委員会決議	本会議決議	委員会付託	委員会決議	本会議決議
1	1994年の関税及び貿易に関する一般協定の議許表第38表（日本国の議許表）の修正及び訂正に関する確認書の締結について承認を求めるの件	参	8. 3. 1	8. 4. 4	8. 4. 11 承認	8. 4. 12 承認	8. 5. 17	8. 6. 7 承認	8. 6. 11 承認
2	インド洋まぐろ類委員会の設置に関する協定の締結について承認を求めるの件	”	3. 1	4. 4	4. 11 承認	4. 12 承認	5. 17	6. 7 承認	6. 11 承認
4	航空業務に関する日本国とエチオピア連邦民主共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件	衆	4. 12	5. 10	5. 16 承認	5. 17 承認	4. 23	4. 25 承認	4. 25 承認
5	所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とメキシコ合衆国との間の条約の締結について承認を求めるの件	”	4. 12	5. 10	5. 16 承認	5. 17 承認	4. 23	4. 25 承認	4. 25 承認
6	日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件	”	4. 26	6. 5	6. 13 承認	6. 14 承認	5. 28	5. 31 承認	6. 4 承認
				○ 8. 6. 5 参本会議趣旨説明      ○ 8. 5. 28 衆本会議趣旨説明					
7	商業的造船業における正常な競争条件に関する協定の締結について承認を求めるの件	”	4. 26	6. 3	6. 7 承認	6. 10 承認	5. 28	5. 30 承認	5. 31 承認
8	商標法条約の締結について承認を求めるの件	”	4. 26	6. 3	6. 7 承認	6. 10 承認	5. 28	5. 30 承認	5. 31 承認

・内閣提出法律案（2件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議決	委員会付託	委員会議決	本会議決
※33	在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案	衆	8. 2. 9	8. 3. 27	8. 3. 28 可決	8. 3. 29 可決	8. 3. 26 内閣	8. 3. 27 可決	8. 3. 27 可決
74	外務公務員法の一部を改正する法律案	”	3. 8	4. 17	4. 26 可決	4. 26 可決	4. 2	4. 5 可決	4. 9 可決

## (5) 委員会決議

### ——中国・台湾情勢に関する決議——

中台関係は、昨年1月に江八点（江沢民・中国国家主席の台湾政策8項目提案）、4月に李六点（李登輝・台湾総統の6項目提案）が提案されたが、同年6月の李登輝総統訪米を契機に中台双方の軍事演習が活発化し、緊張が激化した。

そうした中で本年3月23日、台湾において初の民選による指導者選出の選挙が行われたが、この選挙をはさんで中国は、台湾付近でミサイル発射訓練、海・空軍実弾演習及び陸海空統合演習を実施した。一方、米国は、同時期に空母インディペンデンス及びニミッツを含む艦船を台湾周辺海域に派遣した。

もとより我々は、1972年の日中共同声明、1978年の日中平和友好条約に基づき、日中両国民の更なる善隣友好関係の増進を願うものであるが、今回の軍事的諸行動には関心を持たざるをえない。また、台湾海峡における緊張の高まりを深く憂慮するものである。

本委員会は、今回のかかる事態は、アジア・太平洋の平和と安定に係わる国際的な関心事であると認識し、次の提言と期待を表明するものである。

- 1 台湾問題は、中台双方による自主的、平和的な話し合いによって解決されるべきであり、これが妨げられるようなことがあってはならない。
- 2 台湾海峡における軍事的緊張が、中台双方の軍備増強につながり、アジア近隣諸国の安全保障上の警戒心を招き、すでに顕在化しつつあるアジアの軍拡競争に拍車がかかるような事態を回避するための措置が速やかに講じられるよう強く希望する。
- 3 台湾が、みずからの努力により民主主義の制度化に尽力しつつあり、民選により指導者を選出したことを歓迎するとともに、中台双方が民主主義と人権の保障を発展させ、より開かれた社会を建設していくよう期待する。
- 4 中国経済及び台湾経済が持続的に発展し、かつ、資本、技術、市場をめぐる中台経済関係が発展していることを歓迎し、これがアジア・太平洋における持続可能な成長に貢献することを期待する。
- 5 日中両国政府間のすべての分野における対話を一層充実させ、こうした対話を議会間交流、民間交流などの各レベルでも緊密に行うことにより、日中両国間の相互理解を一層深めるとともに、両国関係がアジア・太平洋の平和と安定に貢献するよう積極的に努力するべきである。

右、決議する。